

福井県社会福祉施設における省エネ設備等支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰等が続く中、社会福祉施設のコスト削減を図り、利用者負担への影響を抑制するため、施設の省エネ設備の更新ならびに新設（以下「更新等」という。）（利用者が生活や活動する場所に限る。）に要する経費に対して、予算の範囲内で助成金を交付する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネ設備 省エネルギー効果の高い設備をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、県内に所在する別表1に掲げる事業所・施設（以下「事業所等」という。）の設置者（ただし、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。）であって、省エネ設備の更新等（利用者が生活や活動する場所に限る。）を行う設備を所有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は助成金の交付の対象としない。

- (1) 県税の滞納がある者
- (2) 暴力団員もしくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) その他知事が適当でないとする者

(交付対象事業等)

第4条 第1条に規定する助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は次に掲げるとおりとし、各事業の助成率等、助成下限額および助成上限額は別表2に掲げるとおりとする。ただし、助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 省エネ設備更新等事業 省エネ設備の更新等を行う事業

2 助成事業は、事業所等の単位ごとに実施するものとする。

3 同一建物内に助成事業を実施する事業所等が複数所在する場合は、当該事業所等のうちのいずれか1つが助成事業を実施するものとする。

4 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が複数の助成事業を実施する場合は、障がい福祉関係の事業所に係る助成事業については合計で原則600万円を上限とする。

(交付対象設備)

第5条 第1条に規定する助成金の交付の対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）は、別表3に掲げるとおりとする。

(交付対象経費)

第6条 第1条に規定する助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成事業の実施に要する次に掲げる経費のうち、知事が適当と認めたものとする。

- (1) 設備費（助成対象設備の更新等に係る購入、製造、据付等に必要な経費をいう。）
- (2) 工事費（助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事および設計に必要な経費をいう。）
- (3) 処分費（助成対象設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費をいう。ただし、更新前の設備を処分した際に得られた収益は、助成対象経費から控除する。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成対象としない。

- (1) 利用者が生活や活動する場所以外の省エネ設備の更新等に係る経費
- (2) 過剰であるとみなされるものまたは予備もしくは将来に使用するものに要する経費
- (3) 中古の設備の導入に係る経費
- (4) 諸経費（リース料、保証料等）
- (5) 消費税および地方消費税
- (6) 第8条の規定により知事が交付決定を行った日以前に契約締結したものに係る経費

(交付の申請)

第7条 申請者は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式第1-1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第1-2号）
- (3) 対象設備確認書（様式第1-3号）
- (4) 設備設置承諾書（様式第1-4号）（建物の所有者と設備の設置者が異なる場合に限る。）
- (5) 確認書（様式第1-5号）
- (6) 登記事項証明書（設備更新等を行う事業所等の不動産登記）
- (7) 助成対象経費算定根拠となるもの（見積書、更新等を行う設備のカタログ）
- (8) 設備更新等を行う建物の平面図、設備更新等の内容がわかる概略図等
- (9) 設備更新等を行う建物が存する敷地内の配置図
- (10) 設備更新等を行う建物および設備の状況が確認できるカラー写真
- (11) 県税の納税証明書
- (12) 地方消費税の納税証明書
- (13) 債権・債務者登録申請書
- (14) その他知事が必要と認める書類

2 第1項の申請に当たっては、当該助成金に係る消費税および地方消費税を減額して申請しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 助成金の交付の決定を受けて助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 助成事業に要する経費の配分または助成事業の内容の変更をしようとするときは、知事に変更承認の申請を行うこと。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更を除く。
 - ア 助成金の交付の目的に変更をもたらすものでないもの
 - イ 助成金の増額がなく、かつ助成対象経費が20パーセント以上変更しないもの
- (2) 助成事業を中止し、または廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認または指示を受けること。
- (3) 助成事業を行うために締結する契約については、定款および経理規程等に定める手続に基づき適正に行うとともに、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (4) 助成対象経費に関して国その他の団体から重複して本助成金以外の補助金等を受給しないこと。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、助成事業の実施に当たりこの要綱その他法令の規定を遵守すること。
- (6) 前条の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。

(内容の変更等)

第10条 第9条第1号の規定による承認の申請または同条第2号の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 助成事業に要する経費の配分または助成事業の内容を変更しようとするとき 事業変更承認申請書（様式第2号）
- (2) 助成事業を中止しまたは廃止しようとするとき 事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、第8条の規定による交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

- 2 申請者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第8条の通知があった日から20日以内に、交付申請取下届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(事前着手)

第12条 申請者は、助成金の交付決定前に事業に着手した場合は、助成金の交付を受けることができない。ただし、あらかじめ交付決定前事業着手届出書（様式第5号）を知事に提出した場合は、この限りでない。

(状況報告等)

第13条 知事は、必要に応じて助成事業者から助成事業の遂行の状況の報告を求め、または調査することができる。

2 助成事業者は、前項の調査に関して立会いその他の協力をしなければならない。

(実績報告)

第14条 助成事業者は、助成事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日または交付決定日の属する年度の2月14日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別精算額一覧(様式第6-1号)
- (2) 事業実績報告書(様式第6-2号)
- (3) 設備更新等を行った建物および設備の概要が確認できるカラー写真
- (4) 支出が確認できる書類(契約書等の写し、請求書の写し、領収書の写し、銀行等で振込したことが分かる書類等)
- (5) 既存設備を撤去した場合には処分が完了したことを証する書類(産業廃棄物管理票(マニフェストD票)の写し、フロンの引取証明書の写し(フロン類が含まれる設備を撤去した場合に限る。)および家電リサイクル券の写し(一般用エアコンまたは一般用冷凍・冷蔵庫を撤去した場合に限る。))
- (6) 導入した設備の保証書の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 助成事業者は、第1項の実績報告を行うに当たっては、当該助成金に係る消費税および地方消費税を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第15条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査等により交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第16条 助成事業者は、助成金の交付を請求しようとするときは、助成金交付請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、第10条の規定による助成事業の中止もしくは廃止の申請があった場合または次のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (3) 第19条の規定に違反して承認を受けずに助成事業により取得し、または効用の増加した財産を助成金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供した場合
- (4) 前各号のほか、助成事業に関し、助成金の交付の決定の内容およびこれに附した条件

に違反した場合、または知事の指示に従わなかった場合

- 2 知事は、前項の規定による取消または変更を行った場合において、既に当該取消または変更に係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産の管理)

第18条 助成事業者は、助成金の交付を受けて取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書（様式第8号）を備え、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間（以下「処分制限期間」という。）内管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 助成事業者は、助成事業により取得し、または効用の増加した、取得価格または効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品およびその他重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を、処分制限期間内において、助成金の交付の目的に反して処分する（使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供することをいう。以下同じ。）ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第9号）を提出し、承認を得なければならない。

- 2 知事は、助成事業者が処分制限財産を処分することにより収入があり、または収入があると認められるときは、その収入に相当する助成金額の全部または一部を県に返還させることができる。

(帳簿の整備)

第20条 助成事業者は、助成事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、助成金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月27日から施行する。

この要綱は、令和4年11月16日から施行する。

別表1 (第3条関係)

施設区分	事業所等	
社会福祉施設	高齢福祉関係	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
	障がい福祉関係	生活介護事業所、療養介護事業所、短期入所事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設

別表 2 (第 4 条関係)

別表 3 の設備区分	施設区分	事業所等	助成率等	助成下限額 および上限額
省エネ設備	社会福祉施設	高齢福祉関係	3/4	1 助成事業あたり 助成下限額※ 30 万円 助成上限額 150 万円
		障がい福祉関係		

※助成金額が 30 万円を下回る場合は、助成対象外

※障がい福祉関係の事業所に係る助成事業については一設置者（法人）あたり合計で原則 600 万円を上限とする。

別表3（第5条関係）

設備区分		対象区分	設備の種別	規格	概要	省エネルギーに関する基準等
省エネ設備	空調・換気設備	更新	業務用エアコン	JIS B 8616 (パッケージエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、空気の循環によって冷房（暖房を兼ねるものを含む。）を行う、主として業務用の建物に用いられるように設計・製作されたエアコンディショナ（冷房専用、冷房・暖房兼用および冷房・電熱装置暖房兼用の総称）であって、電動式の圧縮機、室内・室外熱交換器、送風機などを一つまたは二つのキャビネットに収納したもので、空冷式のものおよび水冷式のものうち、定格冷房標準能力が56kW以下のもの。	省エネ基準達成率 100%以上※
			一般用エアコン	JIS C 9612 (ルームエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、冷房、ならびに空気の循環および除塵を行うルームエアコンディショナ（暖房を兼ねるものを含む。）であり、圧縮式冷凍機・送風機などを一つのキャビネットに内蔵した一体形で定格冷房能力が10kW以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを二つのキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に一台の室内機を接続した定格冷房能力が10kW以下のもの、または圧縮式冷凍機・送風機などを三つ以上のキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に二台以上の室内機を接続した定格冷房能力が28kW以下のもの。	省エネ基準達成率 100%以上※
			換気装置（熱交換型）	JIS B 8628 (全熱交換器)で定める全熱交換器単体または全熱交換・換気ユニット	居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱（霜取りを除く。）、冷却、加湿または除湿部を除いた、給気および排気の間で空気中の熱および水分の交換を行う、空気対空気の熱交換器を備えたもの。	熱交換率（全熱交換効率）60%以上
			温風暖房機・	JIS A 4003	(温風暖房機)	最大効率〔熱出力ま

			ジェットヒーター	(温風暖房機) JIS B 8416 (業務用油だき可搬形ヒータ)	主として暖房に用いる灯油、重油、都市ガスまたは液化石油ガスを燃料とする定格暖房能力18.6kW以上のもの。 (業務用油だき可搬形ヒータ) 灯油、軽油または重油を燃料とし、燃料消費量が0.7kg/h以上9kg/h以下の主として業務用に用いる車輪・持運び用の取っ手などがついて移動が容易な構造のヒータであり、据置形でないもの。	たは有効発熱量(kW) / 燃料消費量(kW換算)] 85%以上
照明設備	更新	業務用LED照明器具(人感センサー付きのものを含む)	JIS C 8106 (施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具) で定める施設用LED照明器具	施設の全般照明に使用する入力電圧が交流300V以下の差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどの接続器を使用しないで、電源の電線を接続するLED光源を主光源とする照明器具およびライティングダクトに接続するためのプラグをもつライティングダクト用のLED光源を主光源とした照明器具(一般用照明器具、移動灯器具、道路および街路照明器具・投光器、電球形LEDランプを使用した照明器具を除く。)	省エネ基準達成率100%以上※	
		一般用LED照明器具(人感センサー付きのものを含む)	JIS C 8115 (家庭用LED照明器具・家庭用蛍光灯器具) で定める家庭用LED照明器具	主として家庭で用いる入力電圧が交流100Vの電源に差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどによって容易に接続できるLED光源を主光源とする照明器具(防水照明器具、移動灯器具、電球形LEDランプを使用した照明器具を除く。)	省エネ基準達成率100%以上※	
		非常時用照明器具(非常灯・誘導灯)	JIL 5501 (一般社団法人日本照明工業会) に基づき適合と評定されたLED光源を使用する	(非常灯) 火災などの災害発生による停電の場合に避難経路を照明するための全般照明用の非常時用照明器具 (誘導灯) 常用点灯モードの間および火災などの災害発生による停電の際に避難口またはそれへの通路を表示するための非常時用照明器具 ただし、法令(建築基準法・消防法等) に適合	更新前と比較して定格消費電力(W)の改善が見込まれること	

				非常灯、JIL 5502 に基づき適合と認定されたLED光源を使用する誘導灯	するものに限る。	
冷蔵・冷凍設備	更新	業務用冷蔵・冷凍庫	JIS B 8630 (業務用の電気冷蔵庫および電気冷凍庫—特性および試験方法)で定める業務用の電気冷蔵庫および電気冷凍庫	密閉形圧縮機冷却装置と貯蔵室を構成する箱体とを一体とした定格内容積 2,000L 以下で汎用性のある量産された業務用の電気冷蔵庫および電気冷凍庫 (電気以外のエネルギー源で動作する業務用冷却機器を除く。)	省エネ基準達成率 100%以上※	
		一般用冷凍・冷蔵庫	JIS C 9607 (電気冷蔵庫および電気冷凍庫)	圧縮式冷凍機と貯蔵室とで構成する箱体を一体とした定格内容積 800L 以下の家庭用電気冷蔵庫および定格内容積 600L 以下の家庭用電気冷凍庫	省エネ基準達成率 100%以上※	
エネルギー管理設備	新設 (増設は除く。)	エネルギーマネジメントシステム	計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム (EMS)	見える化機能の実現およびエネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測、電力・ガスその他エネルギーを含め 1 か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量の統一単位 (原油換算 kL) での閲覧、運用改善に資するデータの表示・確認、エネルギー管理支援サービスに必要な制御、省エネルギー更新設備や他既存設備に対し自動でエネルギーを削減する制御、EMS による制御効果を把握するために必要な制御ログ等の取得・保存を行えるもの。	原油換算省エネルギー量 (kL) 3%以上削減 (新設の建屋に導入する場合は、一般的な標準値と比較)	
		凍結防止ヒータ用節電器	凍結防止ヒータの消費電力を低減させる	給水配管等の凍結防止に用いる発熱部を備えたヒータの消費電力を低減させるため、ヒータと電源の間に接続し、温度制御技術等を用いて	消費電力量 (kWh) 50%以上削減	

				ための節電器	ヒータ温度を一定に制御するもの。	
	恒温設備	更新	チラー（冷却水循環装置）	JIS B 8613（ウォータチリングユニット）、空気調和用に供するもの以外の水またはブラインを用いるチリングユニット	容積形電動圧縮機・蒸発器・凝縮器などによって冷凍サイクルを構成し、水の冷却または加熱を行うウォータチリングユニット、水またはブライン（不凍液）を用いる空気調和用に供するもの以外のチリングユニットを含むもの。	定格冷暖房能力（kW） / 定格消費電力（kW） 2.0 以上
			一般・業務用ヒートポンプ式給湯器	JIS C 9220（家庭用ヒートポンプ給湯機）JRA 4060（業務用ヒートポンプ給湯機）	（家庭用ヒートポンプ給湯機） 主に家庭における入浴・洗面などに用いる温水の供給設備用に設計・製造した給湯機であって、二酸化炭素（CO ₂ ）またはハイドロフルオロカーボン（HFC）を冷媒として用いた電動圧縮式・空気熱源方式のヒートポンプ・貯湯タンク・制御機器・リモコンなどで構成するもの。 （業務用ヒートポンプ給湯機） 業務用建物における洗面・入浴・洗浄など衛生用途に用いる給湯設備のために設計・製造された給湯機であって、二酸化炭素（CO ₂ ）またはハイドロフルオロカーボン（HFC）を冷媒として用いた電動圧縮式ヒートポンプ方式のもの。	省エネ基準達成率 100%以上※
			高性能ボイラ	JIS B 8201（陸用鋼製ボイラー構造）、JIS B 8203（鋳鉄ボイラー構造）および JIS B 8222（陸用ボイラー熱勘定	（陸用ボイラ） 陸用鋼製・鋳鉄製の蒸気ボイラおよび温水ボイラ（陸用ボイラ）ならびに附属設備および附属品（車両用および移動式のもの、電気ボイラおよび油だき温水ボイラ等を除く。）であって、火炎・燃焼ガス・その他の高温ガスによって、蒸気または温水を発生させるもの。 （真空式温水発生機・無圧式温水発生機） 灯油・A 重油・都市ガスまたは液化石油ガスを	ボイラ効率 90%以上

				方式)で定める陸用ボイラ、 JIS B 8417 (真空式温水発生機)、JIS B 8418 (無圧式温水発生機)	燃料とし、定格出力が 46.5kW 以上のもので、主として、給湯、暖房および循環加温などに用いる真空式温水発生機または無圧式温水発生機。	
	熱電併給設備	更新	高効率コージェネレーション	JIS B 8123 (コージェネレーションシステム用語)で定めるコージェネレーションシステム	単一または複数のエネルギー資源から、電力(または動力)および有効な熱を同時に発生させ、供給および利用するシステムであり、主要機器としてコージェネレーションユニット(原動機・発電機・排熱回収装置などからなる装置)、系統連系装置、排熱利用装置などからなるもの。	総合効率 75%以上または発電効率 30%以上
	電気制御設備	更新	変圧器	JIS C 4304 (配電用 6kV 油入変圧器) JIS C 4306 (配電用 6kV モールド変圧器)	(配電用 6kV 油入変圧器) 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧 6kV から使用機器に合わせて 600V 以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置する油入変圧器であり、単相 10kVA 以上 500kVA 以下および三相 20kVA 以上 2,000kVA 以下、定格周波数は 50Hz または 60Hz のもの。 (配電用 6kV モールド変圧器) 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧 6kV から使用機器に合わせて 600V 以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置するモールド変圧器であり、屋内用自冷式のもの(単相 10kVA 以上 500kVA 以下および三相 20kVA 以上 2,000kVA 以下、定格周波数は	省エネ基準達成率 100%以上※

			産業用モータ	JIS C 4034 (回転電気機械)で定める電動機から構成されるモータ単体、ポンプ、送風機、圧縮機であり、インバータ制御の機能を有するもの	50Hz または 60Hz)。 車両用回転電気機械を除く各種の電動機であり、インバータ制御の機能を有するモータ単体、ポンプ、送風機および圧縮機。	省エネ基準達成率 100%以上※
	窓	更新	複層ガラス、真空ガラスおよびサッシ	JIS R 3209 (複層ガラス) JIS R 3225 (真空ガラス) JIS A 4706 (サッシ)	建築物の外壁の窓として使用する木製、樹脂製、アルミ木複合製またはアルミ樹脂複合製のサッシ(天窓は除く。)であり、複層ガラス(ガラスが2枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。)または真空ガラスを有するもの。建築物の窓として使用する複層ガラス単体(ガラスが2枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。)または真空ガラス単体を含む。	更新前と比較して熱貫流率(W/m ² ・K)の改善が見込まれること

※ エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく省エネ基準(トップランナー基準)がない場合は、エネルギーコスト削減効果(通年エネルギー消費効率: A P F、固有エネルギー消費効率: 発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等)が更新前の設備より高くなっていること。

